

中小企業のみなさまへ

# 融資制度のごあんない



## 今治市中小企業資金融資制度

今治市中小企業資金融資制度は、今治市と愛媛県信用保証協会並びに金融機関の三者の相互協力により、中小企業者に対し経営の安定に必要な資金を融資し、中小企業の健全な振興を図ることを目的に設けられた制度です。

お問い合わせ

〒794-8511

今治市別宮町一丁目 4 番地 1

**今治市役所 商工振興課**

**TEL 0898-36-1540**

## ご利用いただける方

- ◆市内に住所を有する個人事業者または市内に本店を有する法人で、1年以上同一事業を営み、市税を完納している方
- ◆愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- ◆許認可等を要する事業においては、許認可を受けている方
- ◆金融機関の取引停止処分を受けていない方
- ◆愛媛県信用保証協会の代位弁済を受けていない方、あるいはその連帯保証人になっていない方

## 振興資金

**資金使途** 運転資金・設備資金（注1）

**保証限度額** 上限 500 万円

**保証期間** 60 か月以内

**融資利率** 低利な固定金利（注2）

**返済方法** 元金均等償還

**信用保証料率** 年 0.45 ~ 1.66%の間で、保証協会が審査し定める利率

**担保** 原則不要

**保証人** （個人）原則不要 （法人）原則代表者のみ

## 緊急経営資金

**資金使途** 運転資金

**保証限度額** 上限 1,000 万円

**保証期間** 72 か月以内

**融資利率** 低利な固定金利（注2）

**返済方法** 元金均等償還

**信用保証料率** 年 0.45 ~ 1.66%の間で、保証協会が審査し定める利率

**担保** 原則不要

**保証人** （個人）原則不要 （法人）原則代表者のみ

**その他の要件** 前年比・5%以上の売上が減少していること

## 経営安定化資金

資金使途	運転資金
保証限度額	上限 1,000 万円
保証期間	84 か月以内

融資利率	低利な固定金利（注2）
返済方法	元金均等償還
信用保証料率	特定中小企業者（1~4・6）年 0.8%、（5・7・8）年 0.7%
担保	原則不要
保証人	（個人）原則不要（法人）原則代表者のみ
その他の要件	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 ~ 8 号のいずれかの要件に該当し、所管の市町村の認定を受けた特定中小企業者（セーフティネット保証制度の認定）であること

## 設備近代化資金

資金使途	設備資金（注1）
保証限度額	上限 1,000 万円
保証期間	84 か月以内

融資利率	低利な固定金利（注2）
返済方法	元金均等償還
信用保証料率	年 0.45 ~ 1.66%の間で、保証協会が審査し定める利率
担保	原則不要
保証人	（個人）原則不要（法人）原則代表者のみ

（注1）設備資金で乗用車を購入する場合は、別途基準がありますので、お問い合わせください。

（注2）融資利率は申込月により変動します。今治市役所商工振興課のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

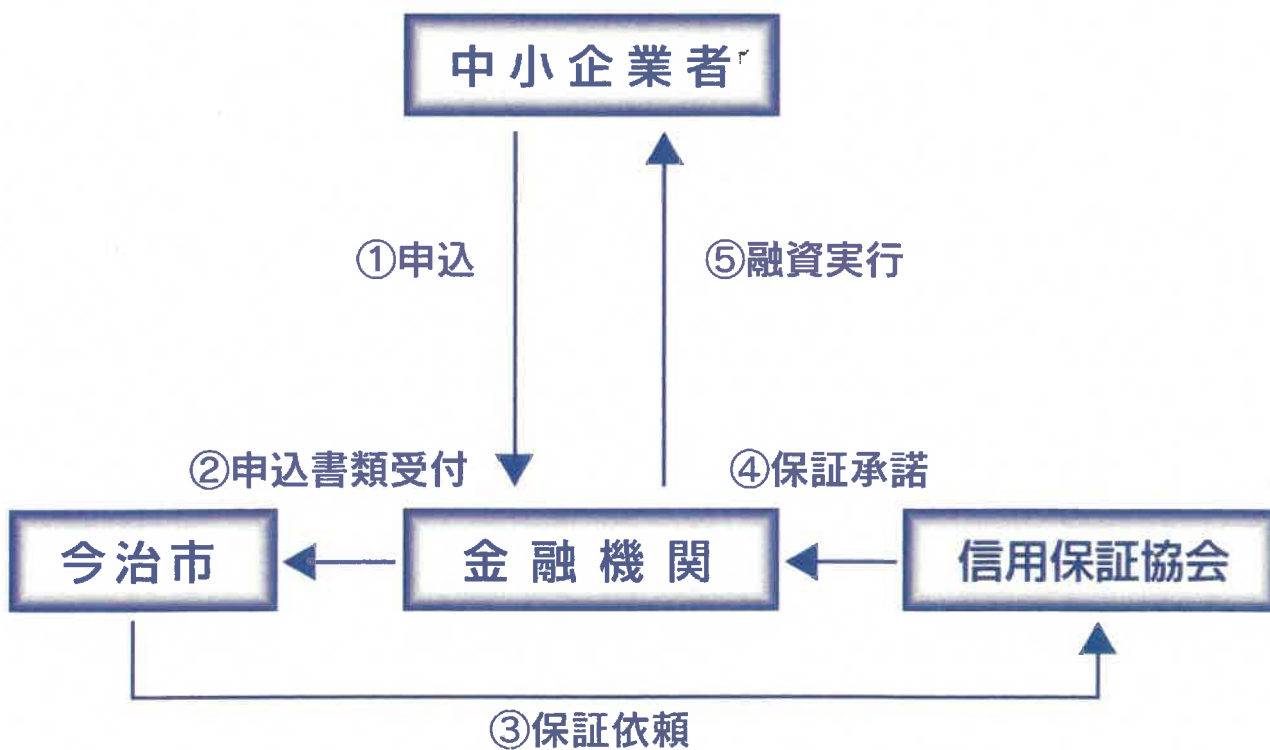
※融資及び保証については、金融機関及び保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫  
百十四銀行・香川銀行・高知銀行・徳島銀行・JA越智今治・JA今治立花・山口銀行の市内各支店

## お申込みからご融資まで

上記の取扱金融機関及び今治市役所商工振興課に申込用紙を常備していますので、所定の申込用紙に記入し、必要書類を添えて、各金融機関に申し込んでください。また、今治商工会議所でも融資の相談を行っております。



## 信用保証料の補給について

愛媛県信用保証協会にお支払いいただく信用保証料については、融資の完済後、融資額 500 万円まで今治市が全額補給します。

(注) 次の場合は保証料補給の対象となりません。

- ・当初の保証期限内に完済しなかった場合（期限内の期間延長は可）
- ・愛媛県信用保証協会が代位弁済を行った場合
- ・市税を滞納している場合
- ・市内で営んでいた事業を休止・廃業している場合